

社会福祉法人サン・ビジョン ジョイフル守山保育園

重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、保育施設の運営に関する規準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当施設が説明すべき重要事項は次のとおりです。

第 1 条 事業者

事業者名称	社会福祉法人サン・ビジョン
主たる事務所の所在地	名古屋市東区葵三丁目 25 番 23 号
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	唐澤 剛
電話番号	052-856-3311

第 2 条 ご利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	ジョイフル守山保育園
施設の所在地	名古屋市守山区平池東 301
管理者氏名	岩田 多鶴子
連絡先	電 話 052-739-3611 FAX 052-739-3615

第 3 条 施設の目的・運営方針

目 的	ジョイフル守山保育園（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（平成 22 年法律第 164 号）及びなごや子ども条例（昭和 20 年名古屋市条例第 24 号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。
運 営 方 針	1. 自ら興味・関心を持って環境に関わり、チャレンジしたことへの充実感や満足感を味わい発達段階に則した心情・意欲・態度を培えるよう教育・保育を提供します。 2. 家庭との連携を図り共に子どもの成長と自立の喜びを共有できる環境を作ります。 3. 職員の資質の向上を図るため、職員教育と研修に努めるものとします。

第 4 条 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	1,013.12 m ²
	屋外遊技場	252.87 m ²
園 舎	構造	鉄筋コンクリート構造
	延べ面積	998.28 m ²

(2) 主な設備

設 備	居 室 数	備 考
乳 児 室	2 室	シーズクラス (0 歳児)・リーフクラス (1 歳児)
保 育 室	4 室	ブランチクラス (2 歳児)・ツリークラス (3 歳児) フラワークラス (4 歳児)・フルーツクラス (5 歳児)
遊 戯 室	1 室	2 階
調 理 室	1 室	1 階
医 務 室	1 室	職員室内

第5条 利用定員

認定区分		利用定員
2号認定こども		50人
3号認定こども	満1歳児以上	28人
	満1歳児未満	12人

※利用定員は、受け入れ人数と違う場合があります。

第6条 職員の配置状況

当園では、「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する規準を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員 数	常 勤	非常勤	備 考
園長	1	1	0	
主任保育士	1	1	0	
保育士	21	16	5	
医師（嘱託医）	2	0	2	(小児科・歯科)
事務職員	1	1	0	
調理員	※給食業者株式会社魚国総本社と契約し、必要な調理員を配置しています。			

※保育士の人数は入所園児数により変更があります。

※その他、必要に応じて職員を配置しております。

第7条 職員の勤務体制

職 員	勤 務 体 制
園 長	9：00～18：00
主任保育士 保育士	早番 7：00～16：00 日勤 8：00～17：00 8：30～17：30 遅番 10：00～19：00 ※ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間は異なります。
事務員	9：00～18：00

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

※職員の時差勤務により、勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※土曜日保育については、保育の予約状況に応じて職員を配置します。

第8条 保育を提供する日、時間

2 ・ 3 号	保育短時間認定	コアタイム	8：30 ～ 16：30
		短時間延長保育	7：00 ～ 8：29 及び16：31～18：00 (別途料金がかかります)
	保育標準時間認定	保育時間	7：00 ～ 18：00
		延長保育	18：01～19：00 (別途料金がかかります)
	休園日		日曜・祝日 12月29日～1月3日

*表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支援認定の各区分を表しています。

*利用時間は、保育標準時間・保育短時間それぞれの上限時間の範囲内で、園長が保護者の状況を考慮して決定します。(土曜保育利用も含む)

*延長保育・土曜保育を利用の園児が降園し、保育を必要とするお子さんがいなくなり次第閉園させていただきます。

*行事の日は開園・閉園時間を変更する場合があります。

*保育標準時間認定の方で平日/土曜 7：00～8：30及び15：30～19：00の保育をご利用される方は申請書が必要です。

*保護者の方のお仕事がお休みの日は早朝・延長・土曜保育はご利用できません。

*家庭の都合によるご利用はできません。(ご兄弟の学校行事など)

*土曜日保育については給食発注準備及び職員の配置を決めるため完全予約制となっていますので毎月配布する土曜保育予約票を期日までに必ず提出してください。

*お子さんの状況によっては保護者の方と相談の上、保育時間の調整をさせていただく事もあります。

第9条 提供する保育の内容

当園では、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づき、園児の心身の状況等に
応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

(1) 保育理念

- ・子どもの無限の可能性を引き出し個々のもつ力をはぐくみ、地域で育てる環境をつくります。
- ・子どもの優しい心、豊かな心、強い心を育てます。

(2) 保育目標 『やかたづくり』

や・・・やさしさ(思いやり、協調性、調整力のある子)

- ・相手の個性を認め、おもいやりの気持ちが持てる子ども
- ・みんなで力を合わせることを、大切にする子ども
- ・仲間の中で自分の主張を言うことができ、相手の気持ちも受け止めることができる子ども

か・・・かしこさ(興味関心を持って自ら取り組む子)

- ・自分のやりたいことを見つけ遊べる子ども
- ・体験を通し、感じる事・考える事が出来る子ども
- ・感動し、驚き、疑問を持ち、考え、表現できる子
- ・自然の変化に気づき、環境に興味・関心が持てる子ども

た・・・たくましさ(心身ともに健康で、最後までやり抜く子)

- ・丈夫で体力のある子ども

- ・元氣よく友達と遊ぶ子ども
- ・自分でできることを最後まで頑張る子ども
- ・自分で考え行動する子ども

(3) 教育・保育の内容『自らの可能性を広げる4つの環境』

1. 子どもの主体的な活動を促す環境 <生活力>

主体的な活動をする子どもとは、自ら課題を見つけ、自ら考え行動する子ども(やらされる、やっってもらう活動から、自分でやる活動)のことです。そのために、自ら環境に働きかけることを促していきます。この環境とは、空間だけのことを言うのではなく、人的(保育士(チーム)、異年齢、地域)、物的(特定の活動を規定する遊具から、自分で工夫する遊具)、空間(自然などの屋外空間、コーナーなどの室内空間)もあります。それらの環境の中で、子どもが、無理のない選択と自己決定、発達過程の確実な習得をする教育・保育をめざし、個と集団を保障(個と集団の両立から、相互作用)する環境を整えていきます。

2. 子どもの自発的な活動としての遊びを保証する環境<自立心>

保育室を整え、子どもの自発的な活動、子どもが主体的にかかわることができるように環境を提供します。子どもは、受身型から参加型へ変わり、「教える教育・保育」から「子ども自ら活動する教育・保育」への発想の転換をします。保育士は「先生」ではなく、支援者として引き出し役や、進行役になります。ただし基本的な部分や、体験をしないとわからないことも当然あるので、教えるべき点と任せて(失敗することも含め)見守っていく部分のバランス、その子どもの育ちに合わせて見極めていくのが保育士の専門性になります。やってあげる教育・保育から、それぞれの子どもの違いを認め、それに寄り添い、自立を促す見守る教育・保育です。そして、子ども集団を、ねらいに応じた集団、生き生きと活動できる集団、発達が保障される集団と考え、クラスと異年齢による教育・保育活動などを柔軟的に運用します。

3. 子ども一人ひとりの特性に応じた環境 <個性>

一人ひとりが自ら活動する教育・保育を実践すると、保育士から何を与えるかという課題から、子どもが何を受け取れるかという課題にかわります。当然、「平等」という考え方もかわってきます。みな等しく同じものを与えることから、一人ひとりに寄り添い、個の願いを必然的に大切に活動になっていきます。保育士は関係する職員と園児の願いを共有し、その育ちをサポートするための手立てを行います。

4. 人との関わりを大切にした環境 <社会性>

保護者、保育士、子どもに関わる全ての人たちが、この言葉を意識し、子ども一人ひとりの成長を一緒に考え、喜び、次へのステップになるよう、子どもを見守っていくことが大切だと考えています。同年齢・異年齢・保育士や地域の方など様々な人との出会い、ふれ合う中で『自己主張』すること、『我慢』をすること、『感情をコントロール』することを学び、社会性を身につけていきます。社会生活において、大切にされることを園生活の中で行っていきます。ご家庭でもこれらを大切にしてくださいませようお願いします。

(4) デイリープログラム

【0～2歳児クラス】

	3号認定	
	保育短時間	保育標準時間
7:00～8:30	早朝保育（早朝料金がかかります）	合同保育
9:00	随時登園（9時登園完了）	
9:30	おやつ 日課活動	
10:50	昼食準備 昼食	
12:00～14:30	お昼寝	
15:00	おやつ 降園準備	
16:31	延長保育（延長保育料金がかかります）	随時降園
18:01		延長保育（延長料金がかかります）
19:00	閉園	

【3～5歳児クラス】

	2号認定		1号認定
	保育短時間	保育標準時間	教育標準時間
7:00～8:30	早朝保育（早朝保育料金がかかります）	合同保育	預かり保育（預かり保育料金がかかります）
9:00	随時登園（9時登園完了）		
9:30	日課活動 体操 朝の会		
11:30	昼食準備 昼食		
13:00～14:30	日課活動 3歳児は11月頃まで、4.5歳児は水遊び実施日お昼寝があります		
15:00	おやつ		
15:30	帰りの会 降園準備		預かり保育（預かり保育料金がかかります）
16:31	延長保育（延長保育料金がかかります）	随時降園	
18:01		延長保育（延長保育料金がかかります）	
19:00	閉園		

※ 時間はおよその目安です。

※ 土曜日は保育を必要とする2・3号認定の子どもが対象となります。（異年齢合同保育）

(5) 主な年間行事

入園式・保育参観・運動会・クリスマス会・発表会・卒園式

* 上記の行事及びその他の行事の日程及び内容は毎月の園だよりやクラスだより等でご確認ください。

* 季節を感じられる行事を大切にしながら、子どもがやりたい、やってみたいという気持ちを大切に豊かな体験を通して成長していくことができる環境として、「行事」を構成します。その中では技能の習得や成果を求めるのではなく、協調性や子どもがやり遂げる過程、達成感を大切に取り組んでいきます。

(6) その他の事業

① 延長保育

保護者の仕事の都合、または園長が認める事由により保育が必要となった場合、第8条記載の延長保育を利用することができます。

② 障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

第10条 給食・おやつを提供

献立は栄養士が立て、業務委託している業者が施設内の厨房で調理します。和食を中心とし、季節や行事に合わせた給食・おやつを提供します。子どもの健康と健やかな発達を考え必要な栄養素やカロリーが摂取できる献立を作成します。

園で子どもが口にする食材は、ご家庭にてアレルギーの安全を確認しているものとします。毎月の献立表をよく確認してください。食べたことのないものがある場合には給食の提供はできません。子どもの安全を考慮しお弁当を持参いただきます。

※ 園外保育など行事によりお弁当持参を保護者にお願いする日があります。

※ 園で提供する給食・おやつについては、食品衛生上持ち帰ることは一切できません。

(1) 離乳食について

離乳食は特に、家庭と園が連絡を密にとり、子どもの育ちを見ながら安全にすすめていきます。

(2) 食物アレルギーの対応について

〈すべての保護者へのお願い〉

食物アレルギーはアナフィラキシーショックを引き起こす危険性があるため慎重に対応します。乳幼児期では、牛乳（育児用ミルク）、鶏卵、牛乳、小麦、大豆、そば、甲殻類（エビ、カニ）、ピーナッツなどがアレルギーのおこる頻度の高い食品として挙げられます。食物を摂取し、上記症状があった場合は医療機関への受診をしてください。

〈食物アレルギーと診断されたら〉

- ・ 医師の診断以外では除去食の対応はしません。

アレルギー除去食が必要な場合、医師の診断に基づき所定の申請書を園にご提出ください。

- ・ 除去など園での対応が出来ないと園長が判断した場合は、お弁当の持参となります。
- ・ 誤食による事故防止のため、アレルギー除去食についてはアレルギー専用机、食器を使用します。
- ・ 食物アレルギーの子どもには月末にメニュー表確認など別途お願いする事があります。
- ・ 申請がない中でアレルギー症状と思われる様子が見られた場合、園から連絡をしますので医療機関への受診をお願いします。
- ・ 保護者からアレルギーの申請がなく、教育・保育中にアレルギー症状（ショック症状）を起こした場合、責任を負いかねます。命に関わりますのでアレルギー対応について細心の注意をお願いします。

(3) 宗教上の除去について

宗教上の除去食について、園での対応ができないと判断した場合はお弁当持参となります。

第11条 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額（利用料）

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

＊原則口座振替にて、直接名古屋市に納付していただきます。

＊保育時間は月額で定められています。欠席する日や月がある場合でも、園に在籍されている期間中はその月の保育料を全額納めていただきますのでご了承ください。

(2) 延長保育にかかる費用

＊保育標準時間認定の方が、延長保育（１８時０１分から）を利用された場合は、名古屋市が定める上限額の範囲で、運営規程で定めた利用料をお支払いいただきます。

＊保育短時間認定の方が、早朝・延長保育をご利用された場合は、名古屋市が定める利用料金をお支払いいただきます。

(3) 保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

＊便宜に要する費用・・・当園では、第９条に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

区 分	項 目	負 担 額
給 食	主食費（３歳児以上）	月額 １，０００円
	副食費（３歳児以上）	月額 ４，５００円
延長保育	１８時０１分以降	日額 ０～２００円
	コアタイム外（保育短時間認定対象）	日額 ０～２００円
	延長おやつ	日額 ５０円
保育教材費	教材費	０歳児 ３，５００円程度（入園児） １歳児 ３，５００円程度（入園児） ０円程度（進級児） ２歳児 ４，０００円程度（入園児） １，６００円程度（進級児） ３歳児以上 ５，５００円程度（入園児） ３歳児 ４，５００円程度（進級児） ４歳児 １，８００円程度（進級児） ５歳児 １，２００円程度（進級児）
	スモック	１，４００円程度（２歳児以上）
	カラー帽子	２，８００円程度
	体操服（３歳児以上）	１０，０００円程度
	絵本代	４４０円程度（月）／３歳児以上
行事参加費	園外行事参加費等（バス代含む）	実費又は一部負担

＊その他、写真代／ＤＶＤ（希望者のみ）などの費用が発生します。

＊給食（主食・副食）費は月額で定められています。欠席する日がある場合でも、在籍されている期間中は、その月の給食費、主食費を全額納めていただきます。

＊給食（主食・副食）費は食材料費の変更があった場合負担額が変更になる場合があります。

第１２条 利用料金の支払い方法

(1) 支払方法

毎月月末に締め切り、翌月の15日頃に請求書をお渡しします。

支払い方法は、原則として口座引き落としでお願いします。なお、口座引き落とし手続き完了までに約2～3ヶ月かかります。それまでの支払いにつきましては、銀行振込でお願いします。

※名古屋市が定める特定教育・保育施設利用料・主食費・絵本代は当月払い、実費徴集に係る支払いは翌月払いとなります。詳細は請求書をご確認下さい。

● 口座引き落とし

ご利用月翌月の26日（休日の場合は次の営業日）に指定口座より引き落とされます。

※毎月、口座残高を必ずご確認ください。

※預（貯）金通帳の摘要欄には「SK（ジョイフルモリヤマ）」等と印字されますのでご承知下さい。但し、金融機関によっては異なる場合もあります。

● 銀行振込

・ご利用月末（休日の場合は次の営業日）までにお振込み下さい。

・振込み手数料は保護者負担となります。

（2）支払いを遅延された場合について

サービス利用料の支払いを納付期限日の翌月から数えて2ヶ月以上遅延された場合は、名古屋市子ども青年局に連絡させていただきます。ご了承ください。

（3）領収書

領収書は、保護者の各保護者口座振替用通帳の印字とし、領収書の交付に代えさせていただきます。ただし、領収書が必要な方はお申し出ください。領収書の再発行は行っておりませんので、大切に保管して下さい。

*保護者の方にお支払いいただく保育料、その他の集金は、園の運営上欠かせないものですので、滞りなく、引き落とし日前日までに残高の確認をお願いいたします。

*入園・退園・卒園・その他の理由により、現金もしくは振り込みでお支払していただく場合があることをご了承ください。

第13条 利用の開始・終了に関する事項

市・区より保護者が認定を受け、利用開始日から、保育の提供を開始するものとします。

子どもが、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

（1）子どもが小学校へ就学したとき

（2）子どもの保護者が「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき

（3）園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第14条 損害賠償

損害賠償については、園では、あいおいニッセイ同和損保、および日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入しております。なお、賠償すべき事故等が発生したサービスによっては、同サービスの委託先業者が加入する保険等を適用する場合があります。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの加入に関してはあらかじめ保護者の同意の下、子どもの名簿を提出することになっております。『独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について』をお読みいただき、加入手続きにご協力ください。

第15条 病気・与薬・ケガについて

園では衛生管理に十分注意しておりますが、集団生活の場であるため、病気などに感染する可能性があります。子どもにそのような兆候、様子がみられた場合は、早めの受診、休養など、感染予防をお願いします。

(1) 病気について

- ① 毎日の子どもの体調の変化にはご家庭でも十分気をつけてください。
- ② 登園前に必ず体温を測っていただき（検温）、連絡帳に記入してください。
- ③ 子どもの体温が37.5度以上ある場合は、登園を見合わせ、園にその旨をご連絡下さい。
- ④ 発熱がない場合でも、全身症状により体調不良が見受けられる時は医師の診断を仰ぐようにしてください。
- ⑤ 前日までに病気などで園を欠席していた場合や、いつもと違う様子がみられる場合は、当日の教育・保育をお受けできない場合もあります。
- ⑥ 教育・保育中に体温が37.5度以上もしくはいつもと違う様子（体調・機嫌など）が見受けられる場合は、保護者にご連絡をします。

※園は集団生活の場です。感染を防ぐためにお迎えをお願いした場合は速やかなお迎えにご協力ください。

- ⑦ 次の病気（学校伝染病）の時は医師の登園許可が出るまで登園を見合わせてください。

『意見書』を提出してください (医師の診断・記入)	『登園届』『治癒証明書』を提出してください (医師の診断に従って保護者記入)
麻疹（はしか） 風疹 水痘（水ぼうそう） 結核流行性耳下鼻炎（おたふくかぜ） 流行性角結膜炎 咽頭結膜炎（プール熱） 髄膜炎菌性府膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 最近性胃腸炎 百日咳 その他感染症	『登園届』 溶連菌感染症 マイコプラズマ肺炎 手足口病 伝染性紅斑（りんご病） ウイルス性胃腸炎 ヘルパンギーナ RSウイルス感染症 帯状疱疹 突発性発疹 伝染性膿痂疹（とびひ） アタマジラミ 『治癒証明書』 インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症

- ⑧ 保育中に感染症の疑いが見られた場合には、保護者のご了承を得ないで隔離するなどの対応をする場合があります。
- ⑨ 子ども及び、保護者はじめ同居のご家族が、感染症に罹患された場合、速やかに園へご連絡ください。
- ⑩ アレルギー・熱性けいれん・その他持病をお持ちの場合は必ず園へご連絡ください。
- ⑪ 入園後に病気が判明した場合、発病した場合は、その都度、園へご連絡ください。

(2) 園での薬の扱いについて

- ① 基本的には園では、薬の投薬はいたしません。
- ② 持病のため、やむを得ず教育・保育時間内に薬を服用しなければならない場合は、処方箋・くすりの連絡票に必要事項を記入の上、処方された時の薬袋に一回分のみ個包して必ず保育教諭にお渡しください。（必ず名前を記入）
- ③ 薬は医師の指示に基づいて、その定時に定量を投薬します『熱が上がったら』『かゆがったら』など症状による判断での投薬はできません。

- ④ 薬の処方について、園で飲まなくてもよいように朝、夕の1日2回にしくは、登園前、降園後、就寝前の3回にするなど医師と十分ご相談ください。
- ⑤ 薬は子どもを診察した医師が処方して調剤したもの、または、その医師の処方によって薬局で調剤されたものに限り、保護者の個人的な判断で持参した薬は受けません。
- ⑥ 慢性の病気（気管支炎・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の日常における投薬や処置については、主治医または、嘱託医の指示に従うと共に、相互の連携が必要となりますので、慢性疾患用『くすり連絡票』に必要事項をご記入のうえ、必ず園長までお知らせください。

（3）ケガについて（事故発生時の対応について）

- ① 園では安全に配慮して教育、保育を行っています。ただし乳幼児が成長・発達する過程では、突発的な行動に伴ってケガをすることもあります。教育・保育中にケガをした場合は、園で応急処置を行うとともに、園長の判断により保護者へ連絡します。
- ② 園長が医師の診察が必要と判断した場合は、専門医を受診します。緊急性が高い場合は救急車による救急搬送を行います。
- ③ 病院で受診するとき（緊急の場合は受診後）、もしくはお子さんの状態をお伝えするときは保護者へ連絡をします。緊急を要することもありますので、連絡先は必ず連絡が取れる連絡先をご登録ください。
- ④ 登園前にケガをされた場合には、登園時に受け入れをする保育士に必ず伝えていただき、連絡帳にもあわせて記入して下さい。
- ⑤ 登園された際、ケガの症状により園長が病院での処置が望ましいと判断した場合には、保護者に病院受診をお願いする場合があります。
- ⑥ ケガの状況に応じて、ご家庭で安静、もしくは様子をみていただいたほうがよい場合もありますので、判断に迷う場合は医師にご相談ください。
- ⑦ 成長や発達過程で、かみつきやひっかきや、言葉のトラブルが見られるようになります。園でもトラブルを未然に防ぐよう努めていきますが、子ども同士でトラブルが起こった場合には、必要に応じて双方の保護者に園よりお伝えします。
- ⑧ 子どもの行動がケガの原因となることもありますが、乳幼児の成長・発達過程によるものである点も含めご理解をいただき、過度に対象児を問い詰めたり、その保護者へ謝罪を要求することなどはお控えください。
- ⑨ 日常生活の中では、予測のつかない事故が起こり得ることがあります。教育・保育の上での事故を未然に防ぐため、園内環境を整え、安全点検、職員同士での連携、園内外での研修の実施等の措置を講ずるように努めます。

（4）アレルギー疾患について

アレルギー性鼻炎、気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、動物アレルギー等があります。これらのアレルギーの診断を受け、現在通院中で園での生活において特別な配慮や管理が必要という場合は、医師の診断に基づいた「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導票」の提出をお願いします。

（5）乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守るために

（出典：厚生労働省ホームページ）

乳幼児突然死症候群（SIDS）は、1歳未満児までの健康な赤ちゃんが何の兆候もなく死亡する

というものです。この病気はいつどこで発症するかわかりません。園でお子さんをお預かりしている時に突然起こるかもしれません。保護者は、この病気の特徴等をご理解いただくようお願いします。

- ① SIDSの特徴
 - ・ほとんどが昼夜を問わず睡眠中に起こっています。
 - ・苦しむことなく、亡くなってしまいます。
 - ・生後2ヶ月の赤ちゃんから、2歳ごろまで発症する可能性があります。（2～6ヶ月が多い）
 - ・乳児期の死亡原因の上位となっています。
 - ・SIDSの原因、遺伝するかどうかなどはわかっていません。
- ② 注意ポイント
 - ・敷き布団やマットレス、枕は子ども用に固めのものを使用する。
 - ・寝ている子どもの顔の近くに、口や鼻を覆ったり、首にまき付けてしまったりするものを置かないようにする。
 - ・赤ちゃんをうつぶせ寝で寝かせない。
 - ・暖めすぎない。
 - ・妊娠中、並びに少なくとも生後1歳になるまでは、赤ちゃんの周りで喫煙しない。
- ③ 園での対応
 - ・園では、睡眠時 0歳児 5分毎 1歳児 10分毎 2歳児 15分毎に、顔色、呼吸などのチェックを行い、SIDS発生の早期発見に努め最善の対処ができるようにします。
 - ・タオルケット、綿毛布など薄手の物をご用意ください。枕は使用しません。

第16条 緊急時等の対応方法

(1) 園は、以下の医療機関と嘱託契約を締結しています。

①園医（小児科）

医療機関の名称	ハローキッズクリニック
医師名	寺部 浩司
所在地	名古屋市守山区平池東805-1
電話番号	052-737-0086

②園医（歯科）

医療機関の名称	山田歯科医院
医師名	山田裕美
所在地	名古屋市守山区深沢一丁目1801番地の1
電話番号	052-739-1182

第17条 安全対策

園では、以下の安全対策を実施します。

- ① 防犯カメラ・さすまた・電気錠が設置されています。
- ② 子どもに防犯訓練を実施するとともに、職員には防犯研修を行います。
- ③ 降園時の送迎について
 - ・入園時に登録していただいた送迎者以外の方には子どもを引き渡しません。

- ・子どものお迎えを代理の方に依頼される場合には、保護者より事前の連絡が必要となります。
- ・当日変更の場合は、必ずお迎え予定者だった方より、変更の電話連絡をしてください。

第18条 災害対策

《警報》名古屋市のいずれかに暴風（雪）警報が発令された場合は、保育は次の通りになります。

	暴風（雪）警報発令状況	園の対応
登 園 前 の 警 報 発 令	当日の午前6:00現在発令されており、継続することが予測される場合	園児の危険防止、予測の事態を未然に避けるため、登園を見合わせてください。
	当日午前6:00以降に暴風（雪）警報が解除された場合	基本、 警報解除後2時間後 に保育を行います。
	給食について ①の場合：登園される方は、必ず8時30分までに、電話にて登園確認の連絡を園にお願いします。 ②③の場合：登園される方は、解除後1時間以内に、電話にて登園確認の連絡を園にお願いします。	① 当日、午前8時までに解除された場合は通常通り給食があります。 ② 当日、午前8時以降に解除された場合で、12時までに登園される方はお弁当を持参してください。 ③ 12時以降の登園の方は、ご家庭で昼食を済ませてから登園をお願いします。
	*警報解除後、2時間後に登園をされる方は、必ずお電話にてご連絡下さい。 *上記に関わらず、保護者が防災業務に従事している等、やむを得ない事情により当日の保育が必要な園児の方はご連絡ください。 *ただし、園内及び園周辺の状況により安全に保育ができないと判断した場合は時間の変更・休園することもあります。	
登園後に暴風（雪）警報が発令された場合		ただちに保育を中止とし、降園とします。速やかにお迎えをお願いします。
大雨・洪水警報		*大雨・洪水警報が発令され、危険があると予測される場合は、登園を見合わせてください。 *大雨・洪水警報が発令され、危険があると予測される場合は、休園もしくは、保育を中止し、お迎えをお願いする場合があります。
高齢者等避難（レベル3） 避難指示（レベル4） 緊急安全確保（レベル5）		・解除されるまで休園となります。 ・登園後に発令された場合は、避難場所まで避難させますので、お迎え場所を確認し、速やかにお迎えにきてください。 ・避難を必要とする場合は、 ① 志段味西小学校②吉根中学校に避難しています。
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）発表時 南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）発表時 ※対応期間は原則1週間とする。		・通常通り保育を行います。 ① 園が事前避難対象地域になった場合は、休園となります。 ② 園が事前避難対象地域にならなかった場合は、通常通り保育を行います。 ※利用者の判断で登園を控えていただくことは差し支えありません。その場合、利用者負担額（保育料）の減額などの調整は行いません。
避難訓練		・火災及び地震、水害等を想定した訓練を月1回実施。 ・防犯訓練を実施。

非常災害用備蓄	・飲料水 3 日分 非常用食料 3 食分 応急手当セット ・懐中電灯 スコップ ブルーシート 等
---------	---

※ 避難訓練は様々な時間を想定して行います。お迎え時などの時間の場合はご協力をお願いします。

第 19 条 虐待の防止のための措置

園は、子どもの人権の擁護、児童虐待防止のため、虐待防止に関する研修を職員に実施します。また、虐待を受けている恐れがある場合は、早急に事実確認を行うとともに、防止策を講じ、関係諸機関へ報告します。

第 20 条 苦情等の受付・解決の方法

(苦情解決責任者)	園長 岩田 多鶴子
苦情受付担当者	主任 余語 由佳
第 3 者委員	NP0 法人あいち福祉オンブズマン (FAX 受付のみ) FAX : 052-228-1738

(2) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

- ・面接、電話、書面等により苦情受付担当者が受け付けます。
- ・面談 電話など口頭での苦情を受け付ける際に解決に努めるため、記録として録音する場合があります。また、録音された記録を関係諸機関および第三者委員へ資料として提供することがあります。
- ・第三者委員に直接申し出ることもできます。

② 苦情解決のための話し合い

- ・苦情解決責任者は、苦情申出者と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出者は第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

第 21 条 その他留意していただきたいこと

(1) 家庭との連絡

子どもの健やかな成長のため、毎日の生活がより良いものとなるよう、子どもの様子を家庭と園の双方で把握することが大切であると考えています。そのため、保護者には以下をお願いします。

- ① 登園時に子どもの健康状態・機嫌など、いつもと違った様子が見られる、感じられる場合は、必ず登園時に受け入れをする保育士に口頭でお伝えください。
- ② 家庭と園との連絡のために、毎日個人の連絡帳の記入と確認、各クラスの様子をお伝えする掲示等を登降園時に確認して下さい。
- ③ 毎月、園だより・クラスだより・献立表などを発行し、翌月の予定やお知らせ・提出物・持ち物・クラスの様子などをお伝えしますので、必ず目を通してください。
- ④ 子どもは、園で経験したことや体験したこと、自分の思いや気持ちを保護者に伝えたいと思っています。園での様子を保護者も知っていただき、子どもと毎日の生活の様子を共有し、ご家庭でも年齢や成長に合わせたかかわりを持っていただくようお願いします。

(2) 連絡帳について

- ① 0. 1. 2 歳児クラス：1 日の子どもの様子を家庭と園で把握するため、健康状態・生活リズム・食事や睡眠、その他にもお迎え時間やお迎えの保護者確認のために活用します。必要事

項に保護者の記入が無い場合や、連絡帳が提出されていない場合には、確認のため園から保護者に連絡をする場合があります。

- ② 3. 4. 5 歳児クラス：保護者からの問い合わせ等があった場合及び、園からの連絡事項がある場合にのみ記入します。
- ③ 行事や教育・保育の状況などにより、連絡帳の記入ができない場合があることをご承知ください。

(3) 服装・持ち物

園では様々な経験や体験を通して、衣類の着脱をはじめとする自分の身のまわりのことができるようになっていきます。また、子どもが安全で楽しく集団生活を送るために下記内容についてご協力ください。

- ① 誤飲などの事故の原因になるもの（取れかけたボタンやスパンコール・ビーズなどの落ちやすい装飾）や、園生活では必要ないと思われる華美な服装は避けてください。
- ② 滑り台などで事故の発生リスクの高いフードつきの服は、園での着用は禁止です。
- ③ 毎日の服や靴は子どものからだのサイズに合ったものをご用意ください。
- ④ 使用した服や汚れ物は毎日持ち帰りいただき、清潔なものをご用意ください。
- ⑤ 名まえは見やすいところにはっきりと、ご記入ください。
(洗濯等の際には確認し、名前の消えかけているものは書き直してください。)
- ⑥ 各年齢別持ち物は「持ち物」をご覧ください。

(4) 園からのお知らせ・提出物について

- ① 園からのお知らせは必ずお読みください。また提出書類などについては、提出期限内に提出下さい。
- ② 次の場合は必ずご連絡ください。
 - A 入園したときの教育・保育を必要とする要件が変更されたとき。
 - B 保育認定の変更が必要となったとき。
 - C 保護者の勤務先・緊急連絡先・自宅住所・電話番号などの変更があったとき。
 - D 長期にわたり欠席するとき、退園するとき。
 - E その他必要と思われることは園にご連絡ください。

※緊急連絡が必要になった場合に、保護者から変更の申請がなく、連絡が取れないとき、園側は一切の責任を負いかねます。

(5) その他

- ① 眼鏡をかけている子どもについて
園での活動中や、他の子どもとのかかわりの中でレンズに傷がついたり、破損することがあります。尚、その場合の補償について園は一切負いかねます。
- ② 園内での個人的なプレゼント（おみやげ・誕生日プレゼント・バレンタインなど）は禁止です。
- ③ 危険やトラブルを防ぐため、貴重品や玩具など教育・保育に必要なものを子どもに持たせないでください。また紛失されても園は責任を負いかねます。
- ④ 通園かばんや、手提げかばんに過度にキーホルダーを付けることはご遠慮ください。
- ⑤ 指定された日のお弁当以外、園内への飲食物持込みはできません。食中毒などの発生があると園の給食提供ができなくなることと、アレルギー除去食対応の子どももおり、安全面の配慮からです。すべての子どもの安全な教育・保育のため、ご理解・ご協力をお願いします。

- ⑥ 精神状況等による特異な行動、患部（皮膚剥離・浮腫み等）、検体（排泄物・嘔吐物等）を心身状態の観察把握の為に写真・映像として記録に残す場合があります。
- ⑦ 園内、周辺での宗教活動及び政治活動、営業活動はできません。
- ⑧ 園敷地内は禁煙です。また受動喫煙の恐れとなる園周囲での喫煙もご遠慮下さい。
- ⑨ この「重要事項説明書」は、制度の変更・その他の理由により、変更する場合があります。変更のある場合は通知文でお知らせします。
- （緊急を要する場合、年度途中の変更もあることをご了承ください。）

（社会福祉法人サン・ビジョン ジョイフル守山保育園）

私は、本書面により、事業者（職名 園長 氏名 岩田多鶴子）から上記、園について重要事項の説明を受けたことを確認します。

この重要事項説明書は2通作成し、保護者および事業者は署名または記名押印のうえ、各自その1通を保有します。

年 月 日

住 所			
園 児 氏 名			
保 護 者 氏 名		印	
園児から見た続柄			
緊 急 連 絡 先			

事 業 者	所 在 地	〒461-0004 愛知県名古屋市中区葵三丁目25番23号		
	名 称	社会福祉法人サン・ビジョン		印
	代 表 者 名	理事長 唐澤		
	電 話 番 号	052-739-3611	F A X	052-739-3615